

公立大学法人静岡文化芸術大学における公的研究費等の不正防止計画

令和4年2月3日

1 目的

公立大学法人静岡文化芸術大学(以下「本学」という。)において「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(令和3年2月1日改正、文部科学大臣決定)を踏まえ、公的研究費等の適正な運営・管理、不正使用を防止することを目的とし、「公立大学法人静岡文化芸術大学における公的研究費等の取扱いに関する規程」第4条第2号の規定に基づき、次のとおり「公立大学法人静岡文化芸術大学公的研究費不正防止計画」(以下、「不正防止計画」という。)を策定し、実施する。

2 基本方針

最高管理責任者である学長は、以下の方針に基づき公的研究費等に係る不正行為の防止に取り組む。

- (1) 最高管理責任者のリーダーシップにより、学内に公的研究費等の適正な運営・管理の重要性の認識を徹底させ、不正行為を起こさない風土を作る。
- (2) 研究の促進、業務改善及び経費削減等の効率化の推進、公的研究費等の適正な運営・管理のバランスの取れた取組を推進する。
- (3) 社会に対し、公的研究費等の運営・管理について説明責任を果たすことができる体制を構築する。

3 取組体制

本学は「公立大学法人静岡文化芸術大学公的研究費等の取扱いに関する規程」に基づき、以下の体制により、公的研究費等の適正な運営・管理に取り組む。

責任体系	責任、役割	職名
最高管理責任者	<ul style="list-style-type: none">・大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う・公的研究費等の不正防止計画を策定し、教職員に周知するとともに、公的研究費等の適正な運営・管理が行えるように、適切にリーダーシップを発揮する	学長
統括管理責任者	<ul style="list-style-type: none">・最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ	理事(総務担当)
副統括管理責任者	<ul style="list-style-type: none">・統括管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理を行う	理事(教育研究担当) 副学長
コンプライアンス推進責任者	<ul style="list-style-type: none">・各部局における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ・公的研究費等の不正使用等の防止に関する教育・研修、啓発活動を当該部局において実施する	学部長 研究科長 文化・芸術研究センター長 事務局長

そのほか、以下を設置する。

- (1) 静岡文化芸術大学公的研究費等不正防止計画推進本部
 - ・公的研究費等不正防止計画を推進し、公的研究費等の適正な運営・管理を図る
- (2) 静岡文化芸術大学公的研究費等不正調査委員会
 - ・公的研究費等に係る不正の調査及び不正に関与した研究者の処分方針を検討する

<参照>

- ・別図1 公立大学法人静岡文化芸術大学公的研究費等不正防止体制概要図
- ・別図2 公立大学法人静岡文化芸術大学公的研究費等の不正防止に関する規程・規則等の関連図

4 重点取組項目

不正防止計画の策定にあたっては、以下の区分により重点取組項目を設定し、不正発生要因を分析した上で具体的な取組を実施する。

- (1) 学内の責任体系の明確化
 - ・公的研究費等に関する運営・管理について、最高管理責任者等の責任の範囲・権限、監事に求められる役割を明確化する。
- (2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
 - ・公的研究費等の使用ルールなど、コンプライアンス教育・啓発活動により教職員等に周知意識の向上を図る。
- (3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
 - ・公的研究費等の使用に係る問題点について把握し、学内で共有する。
- (4) 公的研究費等の適正な運営・管理活動
 - ・公的研究費等の執行状況について適時適切に把握し、適正な予算管理を行う。
- (5) 情報発信・共有化の推進
 - ・情報の伝達を確保する体制の構築を図る。
- (6) モニタリングの在り方
 - ・内部監査部門と公的研究費等不正防止計画推進本部と連携したモニタリング体制を整備する。

<参照>

- ・公的研究費等の不正防止計画における具体的取組事項

5 不正防止計画の点検・評価

不正防止計画は、最高管理責任者のリーダーシップのもと、公的研究費等不正防止計画推進本部において実施する。また、最高管理責任者は、公的研究費使用に係る不正発生要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、適宜見直しを図るものとする。